

岐阜労働局発表  
令和3年10月28日(木)

担当	岐阜労働局雇用環境・均等室 監理官 平林 健生 指導官 祝迫 智子 電話 058-245-1550
----	--

## 「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の実施 ～ハラスメントのない職場を目指して～

岐阜労働局(局長 <sup>おおち</sup> 大地 直美)は、「新はつらつ職場づくり宣言」を推進するために11月を「新はつらつ職場づくりキャンペーン(別添1)」として集中的な啓発・支援等を実施します。

「新はつらつ職場づくり宣言(別添2)」とは、職場において誰もが健康ではつらつと働くことができる職場環境づくりについて労使が協力して宣言を行い、その宣言を当局に登録するものです。

これまでに、県内806事業場(令和3年10月25日現在)が登録しています。

ウィズコロナ時代には、職場において、今まで以上に労務管理、勤務体制の見直しが求められているなかで、魅力ある職場づくりのために下記支援を行います。

### 《新はつらつ職場づくりセミナー》(満席のため申込は締切)

岐阜労働局では、新はつらつ職場づくり宣言事業や働き方改革の推進に関する各種制度等の普及を図ることを目的として、毎年、セミナー(別紙3)を開催しています。

今年度は、**令和3年11月16日(火) 13:30~16:00 長良川国際会議場**にて「ハラスメントのない職場を目指して」をメインテーマに開催します。

**当日の取材をお願いします。**

### 《コンサルタントの派遣及びグループワークの開催》

アフターコロナを踏まえ、働き方・休み方コンサルタントが職場での労務管理の改善等について課題の洗い出しと改善プランの提案(別添4)を行います。

また、パート社員等への待遇差に関する説明のための「説明書」を実際に作るためのグループワーク(別添5)を令和3年11月11日(木)と令和3年12月7日(火)実施します。

#### 【添付資料】

- 別紙1 「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の概要
- 別紙2 新はつらつ職場づくり宣言リーフレット
- 別紙3 新はつらつ職場づくりセミナー
- 別紙4 働き方・休み方改善コンサルタント
- 別紙5 働き方改革実践セミナー

## 「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の概要

### 1 目的

毎年11月を「新はつらつ職場づくりキャンペーン」期間と位置付け、同期間を中心に新はつらつ職場づくり宣言事業の趣旨に合致した諸行事を行い、はつらつ職場づくりに向けた集中的な啓発・支援等を実施する。

### 2 実施項目

#### (1) 各種要請活動、周知・広報の実施

管内企業・事業場、労使団体、関係機関・団体、地方自治体等に対して、各種要請及び周知・広報活動を集中的に実施する。

#### (2) 「新はつらつ職場づくりセミナー」の開催

キャンペーン期間を中心に、新はつらつ職場づくり宣言事業や働き方改革の推進に関する各種制度等の普及を図ることを目的として、「新はつらつ職場づくりセミナー」を開催する。

# 「新はつらつ職場づくり宣言」

## （働き方改革実現推進）



—働き方改革を推進し、はつらつとした職場を目指して労使による宣言を！—

岐阜県においても、少子高齢化の進行や介護離職等による労働力人口の大幅な減少が懸念されています。今後、企業が優秀な人材を確保・定着させ、維持・発展を図っていくためには、すべての人々が社会で活躍できるよう、長時間労働の削減や非正規雇用労働の待遇改善等を始めとした働き方改革関連法が順次施行されています。

岐阜労働局と公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会では、誰もが健康で、はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使が共に取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」を推奨しております。

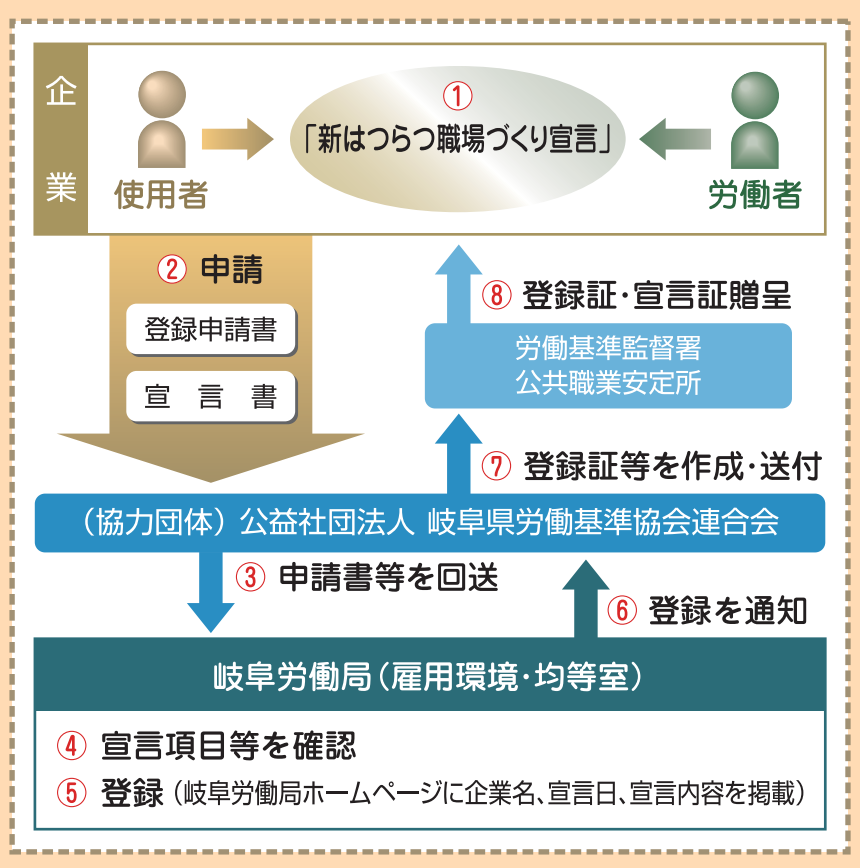
働き方改革を推進して、優秀な人材の確保と誰もがはつらつと働くことのできる職場づくりを目指して、積極的な宣言をお願いします。

### ●宣言登録の条件

登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報(名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日)及び「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

### ●登録申請の手続き



### 新はつらつ宣言に関する相談コーナー

岐阜労働局雇用環境・均等室「新はつらつ宣言係」

電話:058-245-1550 FAX:058-245-7055

以下の重点項目 1～9 の中から、必要数以上の宣言をお願いします。

## 「新はつらつ職場づくり宣言」の条件

### 1 長時間労働の抑制及び過重労働の解消

- 例 時間外労働を減らすため、毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。
- 例 労働時間を適正に管理し、疲労の蓄積や賃金不払残業を発生させません。

### 2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進

- 例 年次有給休暇の取得のしやすい環境をつくり、仕事と家庭生活の調和を進めます。
- 例 誕生日、結婚記念日等のアニバーサリー休暇の取得を促進します。

### 3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり

- 例 健康診断や診断結果に対する措置を確実に実施し、労使で健康障害の原因を排除します。
- 例 職場から労働災害を無くすため、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動に積極的に取り組みます。
- 例 ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場の環境改善を進めます。
- 例 治療と職業生活の両立支援となる一定の就業上の措置(休暇・勤務制度)を行います。

### 4 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍推進

- 例 女性の管理職への登用を積極的に推進します。

### 5 仕事と家庭の両立支援対策

- 例 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。

### 6 各種ハラスメントの防止対策

- 例 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等各種ハラスメントの根絶に取り組みます。

### 7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり

- 例 「多様な正社員」制度の普及・拡大を図ります。

### 8 人材育成・キャリア形成のための支援

- 例 ハロートレーニング（在職者向け）を活用して、従業員のスキルアップに取り組みます。

### 9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

1つ以上

3つ以上

全体で5つ以上の宣言

2項目以上

## 新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革推進） 宣 言 書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合（又は従業員代表△△△△）は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては、働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。 **1**
- 2 労働時間を適正に管理し、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。 **1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。 **2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みます。 **3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。 **4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。 **4**
- 7 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。 **5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。 **6**
- 9 パートタイマーの正社員転換など処遇の改善を進めます。 **7**

年 月 日

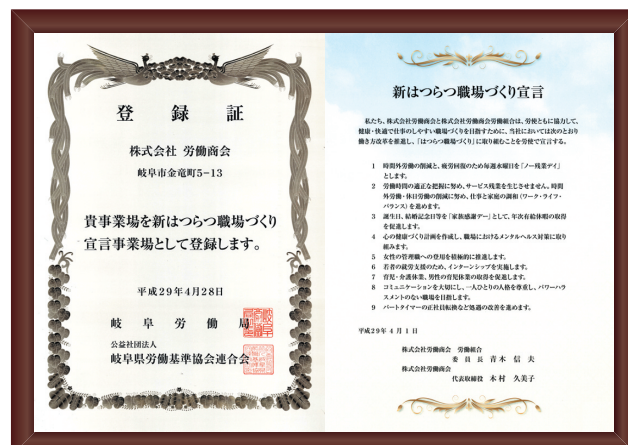
宣言ごとに左ページの重点項目番号を記入してください。  
※登録後に贈呈します「宣言証」には同番号は入りません。

労使の署名又は  
記名・押印をお  
願います。

〇〇〇〇株式会社 労働組合（又は従業員代表）  
委員長 △△ △△ 印  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

※宣言書・登録申請書の様式は、岐阜労働局HPでダウンロードできます。

登録されると、右のように額入りの  
登録証、宣言証が授与されます。



※ 下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、  
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて  
**FAX(058-270-0388)**をお願いします。  
登録が承認されたら、「宣言証」を印刷のために岐阜県労働基準協会連合会から「宣言書」のテキストデータ(印影は不要)の提出をメールで依頼しますので、データをメールで提供してください。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」

登録申請書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中  
(FAX:058-270-0388)

当社では、登録条件を確認のうえ、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり宣言を行いましたので、その登録を申請いたします。

年 月 日

事業場名	ふりがな -----		本・支社の区分	本社・本社以外 本社以外の場合 本社: 都道府県
代表者	職名	ふりがな ----- 氏名		
所在地	〒 ー			
業種		労働者数	名 (パート・アルバイト等含む)	
宣言年月日	年 月 日 (「宣言書」の日付と同一)			
担当者	所属・役職			
	氏名	ふりがな -----		
	電話			
	F A X			
	メールアドレス			
宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否		可 ・ 否		

差し支えない範囲で、お尋ねします。「新はつらつ職場づくり宣言」は何でお知りになりましたか。

- ・労働局の案内
- ・監督署の案内
- ・ハローワークの案内
- ・労働基準協会連合会の案内
- ・市町村の案内
- ・商工会議所・商工会の案内
- ・業界団体の案内
- ・協会けんぽの案内
- ・金融機関の案内
- ・リーフレット
- ・その他( )

# 新はつらつ職場づくり セミナー2021

参加費は無料です。

参加には事前のお申し込みが必要です。

裏面の参加申込書をFAX又は郵送でお申し込みください。

定員に達したところで、受付を締切ります。

日時

令和3年11月16日(火) 13:30~16:00

会場

長良川国際会議場 大会議室 (定員100人)

## 1 行政説明

- ・労働施策総合推進法(パワハラ)、女性活躍推進法の適用範囲拡大について
- ・育児・介護休業法等の一部を改正する法律の概要

## 2 講演

「ハラスメントのない職場を目指して」

元愛知労働局長 君嶋 護男 氏

主催

岐阜労働局 公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

後援

ぎふ働き方改革推進協議会



このセミナーは裏面のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施して開催します。

ご参加に当たりましては、対策措置にご協力くださいますよう、お願いいたします。

お問合せ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4階

TEL(058)245-1550 / FAX(058)245-7055

## ● 本セミナーは以下の感染予防対策を実施し開催します

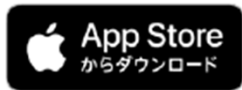
- ・運営スタッフはマスク等を着用し、飛沫を防止します。
- ・会場では常に換気を行っています。
- ・密防止のため、募集定員は会場定員数の1/2以下としています。

## ● 感染防止の観点から以下のご協力をお願いします

- ・ロビーや会場内での参加者同士の懇談は極力お控えください。
- ・参加に当たっては、マスク着用をお願いします。
- ・アルコール消毒液を配置します。ご入場前に手指の消毒をお願いします。
- ・入場時に受付で検温を実施します。37.5度以上の方は参加をご遠慮ください。
- ・参加者全員の居所、連絡先を把握します。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



## ● 申込みの注意事項

- ・会場ごと、参加者1名につき1枚、以下の太枠内をご記入の上FAX(送信状不要)でお申込みください。
- ・本書はセミナーの参加券となりますので、当日ご持参ください。
- ・今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、開催方法を変更することがあります。
- ・お申込みが定員に達した場合は、申込みを締切りいたします。

岐阜労働局ホームページにて、募集状況をご確認のうえ、お申し込みください。

URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/news\\_topics/event/newlively2021.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/news_topics/event/newlively2021.html)

<お申込み先> 岐阜労働局雇用環境・均等室  
FAX (058)245-7055



参加者氏名		会社名	
連絡先 電話番号		居所市町村名	
メールアドレス			

※ 本セミナー申込書にご記入いただいた個人情報は厳格に管理を行い、本セミナーの出欠確認以外には使用いたしません。  
参加者等の変更がある場合は、変更事項を二重線で消した上で当日参加いただく方について記入して当日ご持参ください。

### <当日使用欄>

入場時体温		直近2週間以内の 健康状態 ※当日記入しご持参ください	良好 ・ 不良（発熱、咳等）
-------	--	-----------------------------------	----------------



## 働き方・休み方改善コンサルタント

### 対象となる方

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業(規模・業種は問いません。)

### 支援内容

岐阜労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

### ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

- 1 コンサルティング(個別訪問によるアドバイス)  
「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度等の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。
- 2 説明会への講師派遣  
労働時間や休暇制度等に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。
- 3 研修会(ワークショップ)の開催  
長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、岐阜労働局雇用環境・均等室までご連絡ください。

### お問い合わせ先

岐阜労働局雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント  
〒500-8723  
岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4F  
電話058-245-1550 FAX058-245-7055



# 働き方改革実践セミナー

## ～同一労働同一賃金への対応について～

- はじめに、同一労働同一賃金の概要についてご説明します。
- グループワーク(※)では、少人数(4～5人)のグループで、パート社員等へ待遇差に関する説明をする際の「**説明書**」を実際に作成していきます。  
(※)新型コロナウイルスの感染状況等により形式を変更する場合がございます。

同一労働同一賃金を通じて、**働き方改革を推進**しましょう。

**是非、ご参加ください！！**

- 日時** : 令和3年 11月 11日(木)  
令和3年 12月 7日(火)  
いずれの日も 13時30分～15時30分  
ご希望の日をお選びください。(複数日の参加可)
- 内容** : ① 同一労働同一賃金の解説  
② 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた  
グループワーク
- 対象者** : 労務管理担当者
- 会場** : 岐阜合同庁舎5階 共用第一会議室  
岐阜市金竜町5丁目13番地  
(駐車場は、別紙駐車場案内の通りご利用ください。)
- 定員** : 20名(定員になり次第、申込を締め切らせていただきます)
- 申込方法** : 裏面の「出欠連絡票」にて、参加・不参加をご回答ください。  
送付先FAX **058-245-7055**
- 申込期限** : 令和3年 10月 29日(金)
- 主催** : 岐阜労働局 雇用環境・均等室  
電話 058-245-1550(担当: 牟田・水谷・久野・野中)



# 「働き方改革実践セミナー」

～同一労働同一賃金への対応について～

## 出欠連絡票

申込期限：令和3年10月29日

## 参加します ・ 欠席します

(いずれかに○をつけて下さい。)

### ■貴事業場について

会社名		業種	
所在地	〒		
TEL		FAX	

### ■参加者について

氏名	部署	役職名

参加希望日に○を付けてください。

11月 11日 (木) ・ 12月 7日 (火)

相談したい事項があればご記入ください。

#### ■新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い■

- 当日は必ずマスクを着用頂き、発熱・咳等の症状が見られる場合には、出席をご遠慮ください。
- 参加者様の密集を避けるため、参加人数を20名以内に制限させていただいております。
- 当日受付の際、ご来場の方全員に検温（非接触）とアルコール消毒をお願いしております。
- 換気の悪い密閉空間を避けるため、一部の窓を開放するほか、セミナー中に空気の入れ替えを行うこともございます。ご来場いただきます皆様のご協力を、何卒宜しくお願い申し上げます。

※ 御記入いただいた個人情報につきましては、厳格に管理を行い、本ワークショップの出欠確認及び同種セミナーの案内以外には使用いたしません。